

広島県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県山県郡安芸太田町大字坪野及び広島市佐伯区湯来町大字下地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法	区域の表示及び法
	宇佐谷川（一一四a）	土石流	次の図のとおり	宇佐谷川（一一四a）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法	区域の表示及び法
	宇佐谷川支川（一一四b）	土石流	次の図のとおり	宇佐谷川支川（一一四b）	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法	区域の表示及び法
	宇佐谷川支川隣（一一四b隣）	土石流	次の図のとおり	宇佐谷川支川隣（一一四b隣）	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供す。